

交規発第62号
令和4年1月17日

茨城県行政書士会長 殿

茨城県警察本部
交通部交通規制課長
(公印省略)

交通窓口業務の受付時間変更（試行）の周知について（依頼）

初春の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。また、平素から警察行政に多大なるご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、茨城県警察においては、警察施設における交通窓口業務の受付時間を変更する試行を実施することといたしました。

つきましては、ご多忙のところ誠に恐縮ではありますが、貴会員様に対する本試行の周知をお願い申し上げます。

記

1 依頼事項

警察施設における交通窓口業務の受付時間変更（試行）の周知

2 周知内容

本書末尾に添付のチラシのとおり

担当

茨城県警察本部
交通部交通規制課
許可指導係

029-301-0110

(内線5181～5183)

交通窓口を利用される方々へ

茨城県警察では、交通窓口業務の受付時間を変更して試行しております。

試行期間 令和4年2月1日から令和4年6月30日

御理解、御協力をお願いいたします。

1 受付時間

午前8時30分から午後0時まで及び午後1時から午後4時30分まで

2 対象業務

交通総務課関係業務	
・ 緊急自動車・道路維持作業用自動車関係	
・ 原動機を用いる身体障害者用の車椅子に係る警察署長の確認関係	
・ 原動機を用いる小児用の車に係る警察署長の確認関係	
・ 安全運転管理者関係	
・ 自動車運転代行業関係	

交通規制課関係	
・ 自動車保管場所証明関係	・ 制限外牽引許可関係
・ 道路使用許可関係	・ 駐車禁止除外指定車標章関係
・ 通行許可関係	・ 通行禁止除外指定車標章関係
・ 駐車許可関係	・ 高齢運転者等標章関係
・ 制限外許可関係	・ 緊急通行車両等事前届出関係

運転免許センター関係業務
・ 記載事項変更
・ 再交付
・ 国外免許

3 対象施設

警察署、警察センター、運転免許センター、高速道路交通警察隊及び警察本部